

大阪広域水道企業団処務規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 太子水道センターの事務所の移転に伴い、所在地に係る規定を改正します。
- 2 広域調整課及び工務課の分掌事務を変更します。
- 3 この規程は、令和6年10月1日から施行します。